

# 宇都宮市役所 “ストップ・ザ・温暖化” プラン

平成 19 年 2 月

宇都宮市

## 目次

<b>第1章 プラン策定の趣旨及び基本的な考え方</b>	<b>1</b>
第1節 プラン策定の趣旨	
第2節 プラン策定の基本的な考え方	
1 プランの位置付け	
2 プランの対象	
3 対象とする温室効果ガス	
4 プランの期間等	
<b>第2章 温室効果ガス排出量等の実態及び課題</b>	<b>3</b>
第1節 温室効果ガス排出実態	
1 温室効果ガス総排出量の算定方法	
2 温室効果ガス総排出量の現状	
第2節 用紙使用量，水道使用量，廃棄物排出量（庁内）等の状況	
第3節 これまでの取組における課題	
<b>第3章 温室効果ガス等削減目標</b>	<b>6</b>
第1節 目標設定の基本的な考え方	
第2節 温室効果ガス総排出量に関する数値目標	
第3節 各種使用量等に関する数値目標	
<b>第4章 目標達成に向けた取組</b>	<b>8</b>
第1節 職員の日常業務における環境配慮	
1 庁舎等におけるエネルギー使用量の抑制	
2 資源利用の効率化の推進	
3 廃棄物発生抑制・リサイクル等の推進（庁内）	
4 公用車の使用における環境負荷の低減	
5 環境負荷の少ない製品・物品の調達への推進	
6 職員の環境保全意識の向上	
第2節 庁舎等の設備や公用車の調達における環境配慮	
1 庁舎等における省エネルギー・新エネルギー設備等の導入の推進	
2 公用車における低公害車等の導入の推進	
第3節 市の事業における環境配慮	
1 廃棄物発生抑制・リサイクル等の推進	
2 下水及びし尿等の適正処理の推進	
<b>第5章 プランの推進</b>	<b>15</b>
第1節 推進体制	
第2節 実施状況の把握及び改善指導	
第3節 内部評価の実施	
第4節 プランの公表	
<b>資料編</b>	<b>19</b>
1 庁内環境配慮行動計画の実績（平成13～17年度）	
2 設置要領	
3 関連法	

## 第1章 プラン策定の趣旨及び基本的な考え方

---

### 第1節 プラン策定の趣旨

地球温暖化は、人類の日常生活や事業活動に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中濃度が増加することによって、地球全体の温度が上昇する現象で、自然の生態系や生活環境に大きな影響を及ぼす重大な環境問題である。

近年の地球温暖化問題に対する国際的関心の高まりの中、平成9年12月の「気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）」において、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減目標について定めた「京都議定書」が採択され、その後、京都議定書は先進国等での締結作業を経て、平成17年2月に発効した。

我が国でも、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が平成11年4月に施行され、地球温暖化対策の取組に対する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務など、地球温暖化対策に関する基本的な事項が規定された。この中で、都道府県・市町村は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画を策定するものとされた。

このような状況を踏まえ、本市においては、法に基づく実行計画として平成11年3月に策定した「市内環境配慮行動計画」を平成13年に改定し、日常業務の中での省エネルギー・省資源やごみの減量・リサイクルなど、環境への負荷を低減するための取組を推進してきたところである。

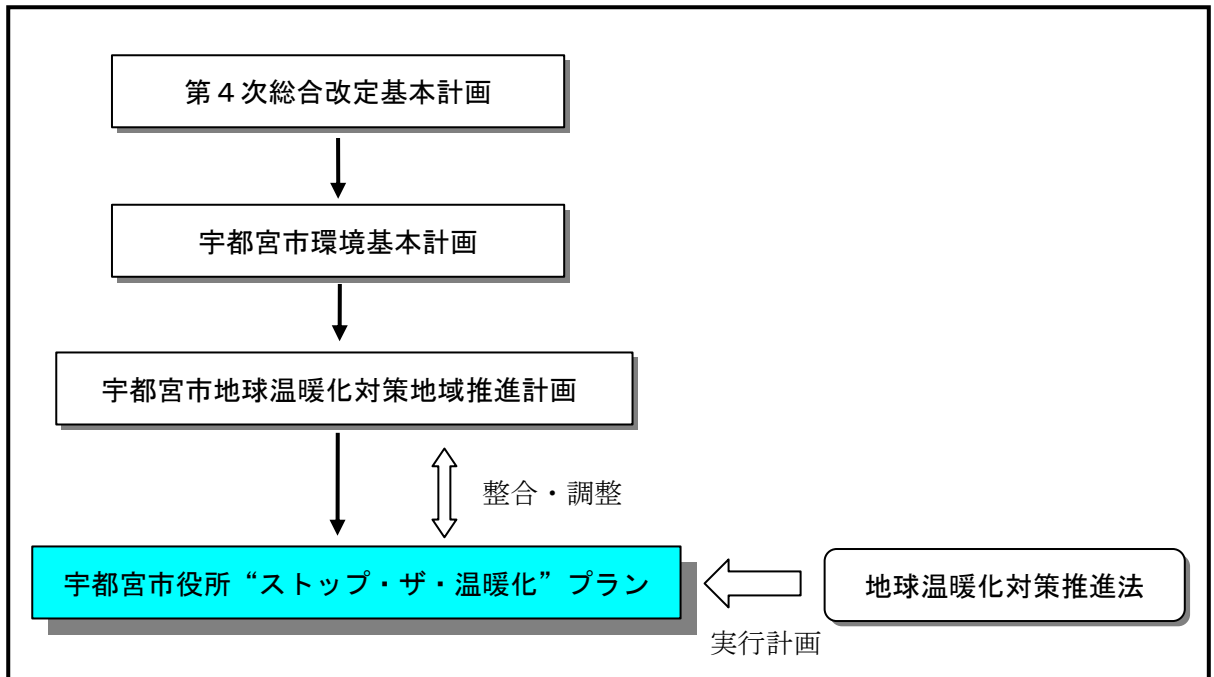
本プランは、現計画が平成18年度で終了となることから、本市が引き続き、職員自らの環境配慮行動により事務及び事業における温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、省エネルギーや新エネルギー設備機器などの導入により、更なる温室効果ガスの排出抑制に取り組むため策定するものである。

### 第2節 プラン策定の基本的な考え方

#### 1 プランの位置付け

本プランは、法に基づく地方公共団体が自ら排出する温室効果ガスの抑制のための「実行計画」であるとともに、「宇都宮市環境基本計画」及び「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」（以下「地域推進計画」という。）の下位計画である。（図－1）

なお、市が実施する地球温暖化対策に関する施策・事業については、「地域推進計画」との整合・調整を図るものとする。



図－1 本プランの位置付け

## 2 プランの対象

市のすべての事務及び事業を対象とする。(ただし、外部委託により実施する事務及び事業や外郭団体が実施する事務及び事業は除く。)

なお、外部委託により実施する事務及び事業や外郭団体が実施する事務及び事業については、本プランに基づく取組が行われるよう、協力を要請する。

## 3 対象とする温室効果ガス

本プランでは、法第2条第3項に規定される6種類の温室効果ガスを対象とする。(表－1)

表－1 温室効果ガスの種類

二酸化炭素	(CO <sub>2</sub> )
メタン	(CH <sub>4</sub> )
一酸化二窒素	(N <sub>2</sub> O)
ハイドロフルオロカーボン	(HFC)
パーフルオロカーボン	(PFC)
六ふっ化硫黄	(SF <sub>6</sub> )

## 4 プランの期間等

本プランの期間は、平成19年度から平成24年度までの6年間とする。

また、本プランにおける基準年度は、平成17年度とする。

## 第2章 温室効果ガス排出量等の実態

### 第1節 温室効果ガス排出量の実態

#### 1 温室効果ガス総排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定められた排出係数及び地球温暖化係数を用い、二酸化炭素排出量に換算して算定するものとする。

#### 2 温室効果ガス総排出量の実態

##### (1) 温室効果ガスの年度別総排出量

本市では、平成13年度から平成17年度までの5年間を計画期間とする市内環境配慮行動計画を平成13年3月に策定し、温室効果ガスの排出抑制に取り組んできた。

平成17年度では、基準年度である平成11年度と比較して13.0%の削減となっているが、平成24年度では、平成17年度と比較して5.5%増加すると推計される。(表-2, 図-2)

表-2 温室効果ガス総排出量の推移 【排出量 (t-CO<sub>2</sub>)】

項目	H11年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H24年度 (推計値)
総排出量	129,656	114,342	115,836	115,524	114,328	112,818	119,053

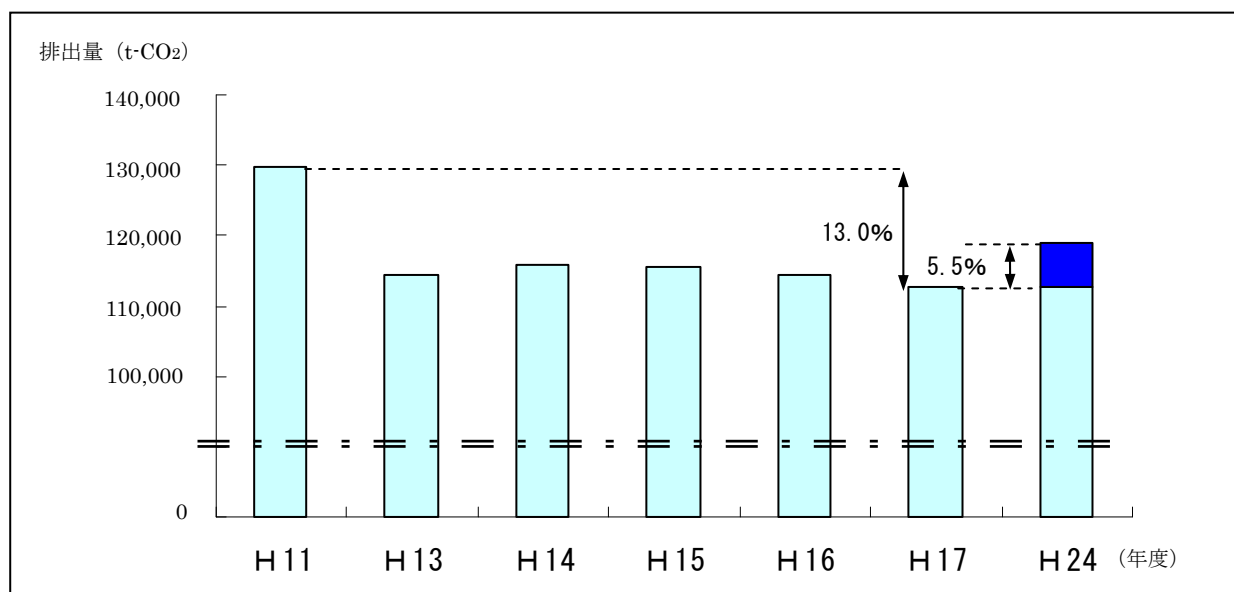


図-2 温室効果ガス総排出量の推移

## (2) 温室効果ガスの種類別総排出量

本プランの基準年度である平成17年度の温室効果ガス総排出量は112,818 t-CO<sub>2</sub>で、温室効果ガスの種類別には、二酸化炭素が104,849 t-CO<sub>2</sub>、メタンが1,234 t-CO<sub>2</sub>、一酸化二窒素が6,719 t-CO<sub>2</sub>、フロン類が16 t-CO<sub>2</sub>となっている。(図-3)

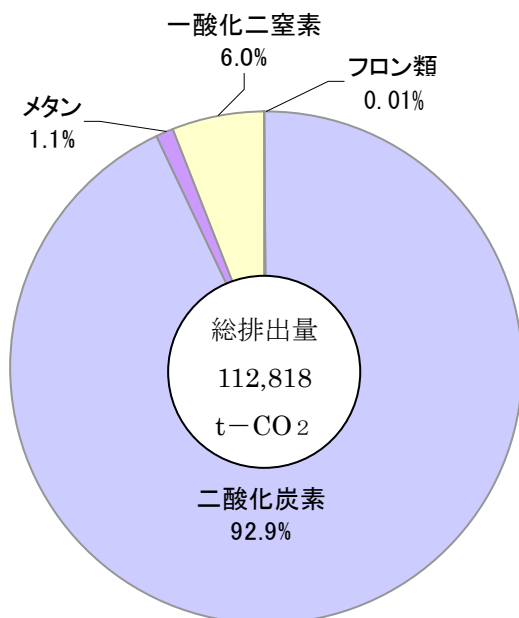


図-3 温室効果ガス排出量の内訳（温室効果ガス別）

## (3) 温室効果ガスの排出起源別総排出量

平成17年度の温室効果ガス総排出量を排出起源別に比較すると、一般廃棄物の焼却に伴う排出が総排出量の55.4%を占め、次いで電気の使用に伴う排出が27.5%となっており、以下、庁舎燃料の使用に伴う排出、車両燃料の使用に伴う排出の順となっている。(図-4)

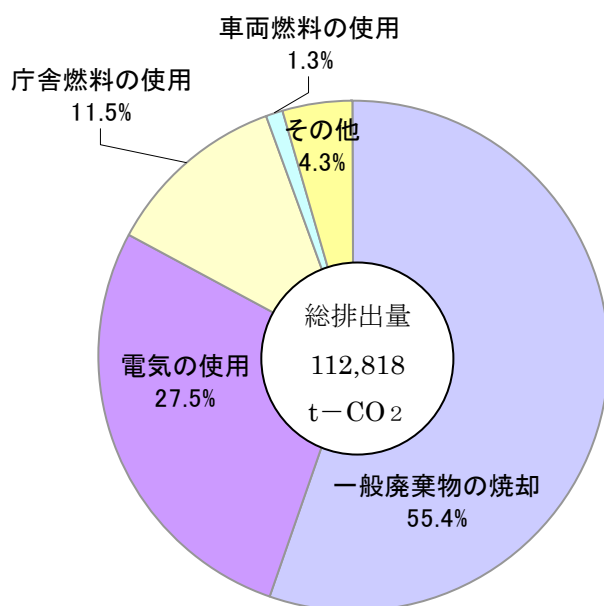


図-4 温室効果ガス排出量の内訳（排出起源別）

## 第2節 用紙使用量，水道使用量，廃棄物排出量（庁内）等の実態

本市では，温室効果ガスの排出抑制とともに，用紙使用量，水道使用量及び廃棄物排出量（庁内）の抑制やリサイクル率の向上についても取り組んできた。

平成17年度では，基準年度である平成11年度と比較して用紙使用量が23.7%，水道使用量が3.1%，廃棄物排出量（庁内）が24.1%削減され，リサイクル率が14.4%向上している。（表-3）

表-3 各種使用量等の状況

項目	H11年度 (基準年度)	H17年度
用紙使用量（t）	257	196
水道使用量（千m <sup>3</sup> ）	1,489	1,443
廃棄物排出量（庁内）（t）	1,411	1,071
リサイクル率（%）	29.0	43.4

## 第3節 これまでの取組における課題

現計画では，職員の日常業務における環境配慮による温室効果ガスの排出抑制に取り組んできた。その結果，職員の取組は概ね定着が図られ，平成13年度から平成17年度までの5年間については，基準年度である平成11年度と比較して10%以上の温室効果ガスを削減してきた。

しかしながら，温室効果ガス総排出量については，平成13年度に基準年度である平成11年度と比較して大きく減少したものの，その後4年間はほぼ変動がなく，職員の日常業務における環境配慮ではこれ以上の温室効果ガスの排出抑制が見込めない状況にある。

また，「京都議定書」の発行に伴う日本における温室効果ガス6%削減目標に向け，市役所も一事業者として地球温暖化対策の一層の推進が求められている。

このようなことから，本プランにおいては，従来からの職員の取組に加え，庁舎等への省エネルギーや新エネルギー設備機器等の導入や清掃工場で処理される廃棄物処理量などを削減する諸施策を盛り込み，温室効果ガスをより一層削減していく必要がある。

### 第3章 温室効果ガス等削減目標

#### 第1節 目標設定の基本的な考え方

本プランの上位計画である「地域推進計画」において、「平成24年度における温室効果ガス排出量を現況年度（平成15年度）に比べて、1事業者当たりで17%削減することを目指す」としていることから、本市も1事業者として「地域推進計画」と整合した目標を設定するものとする。

#### 第2節 温室効果ガス総排出量に関する数値目標

温室効果ガス総排出量における数値目標について、次のとおり設定する。

平成24年度の本市の事務及び事業に伴う温室効果ガス総排出量を平成17年度より17%削減する。  
(表-4)  
(京都議定書の基準年度である平成2年度の温室効果ガス総排出量より24%削減する。)

これは、「地域推進計画」の基準年度である平成15年度の温室効果ガス総排出量に比べて、19%削減することに相当する。

項目	H2年度 (推計値)	H17(基準)年度 (排出量)	H24年度 (目標値)	増減率 (H17年度対比)
電気の使用	27,420	31,071	30,303	/
庁舎燃料の使用	13,751	12,961	10,156	
車両燃料の使用	2,016	1,434	1,372	
一般廃棄物の焼却	75,166	62,458	47,482	
その他	4,928	4,894	4,742	
<b>温室効果ガス総排出量</b>	<b>123,281</b>	<b>112,818</b>	<b>94,055</b>	<b>▲16.6%</b>

表-4 温室効果ガス総排出量に関する増減

(二酸化炭素換算, t-CO<sub>2</sub>)

### 第3節 各種使用量等に関する数値目標

平成24年度における温室効果ガス総排出量を平成17年度より17%削減するため、各種使用量等に関する具体的な数値目標を設定した。(表-5)

表-5 各種使用量等に関する数値目標

項目	H17年度 (基準年度)	H24年度 (目標)	数値目標
電気使用量(kwh)	82,199,115	80,166,652	▲ 2.5%
庁舎燃料使用量(熱量換算, ギガ cal)	47,000	37,939	▲19.3%
車両燃料使用量(kl)	593	569	▲ 4.2%
廃棄物排出量(市域)(t)	198,546	158,019	▲20.4%
用紙使用量(t)※	196	183	▲ 6.5%
水道使用量(千m <sup>3</sup> )※	1,443	1,458	増加させない
廃棄物排出量(庁内)(t)※	1,071	1,031	▲ 3.7%
リサイクル率※	43.4%	47.2%	47.2%
環境保全に関する研修会等の開催※	年2回	年2回	年2回

※の付いた項目は、温室効果ガス排出量の算定対象外

## 第4章 目標達成に向けた取組

第3章に掲げる目標を達成するための活動及び事業内容は、以下のとおりとする。

### 第1節 職員の日常業務における環境配慮

#### 1 庁舎等におけるエネルギー使用量の抑制

##### 電気使用量の抑制，庁舎燃料使用量の抑制

活動	具体的な活動内容
① 昼休み及び始業前等の照明の消灯	○昼休み及び始業前等の照明消灯を徹底する。 ・消灯可能なスイッチは，その旨表示する。 ・窓際等の照明は，日中の事務などに支障のない限り消灯する。
② 電気機器の未使用時の電源オフ等	○パソコン等の長時間未使用時の節電を徹底する。 ・昼休みや職務等で1時間以上席を離れる場合は，パソコン等の節電モードへの切替や電源オフを徹底する。 ・コピー機使用後の節電モードへの切替を徹底する。
③ 時間外勤務時の照明等の最小限使用	○時間外勤務時の不必要な照明の消灯や電気機器の電源オフを徹底する。 ・時間外勤務時は，業務に支障がない限り照明を消灯する。 ・退庁時，PC等のOA機器のコンセント（ACアダプター等）を抜く。 ・最終退庁者は，常時通電しておく必要のある機器（ファクス等）を除き，パソコン，プリンター等のOA機器の電源をすべて切るとともに，照明器具の切り忘れがないか点検する。
④ スイッチオフデーの定時退庁	○スイッチオフデーにおける定時退庁を徹底する。 ・「スイッチオフデー」は，各職場の状況に応じて月に2回設けることとし，管理監督者は率先して定時退庁するとともに，職員に対しても定時退庁を指導する。
⑤ 室内冷暖房温度の適正な設定	○冷暖房時における事務室等の適正な室温設定を徹底する。 ・夏期は冷房28℃，冬期は暖房19℃に室温設定する。
⑥ 窓のブラインドやカーテンの使用	○冷暖房負荷を軽減するため，ブラインド・カーテン等の利用を徹底する。 ・最終退庁者は，空調設備運転時期には窓のブラインドやカーテンを閉めて帰る。
⑦ 冷房及び暖房期間中の軽装や重ね着等の励行	○冷房及び暖房期間中は，軽装や重ね着等により対応する。 ・冷房期間中はノーネクタイ，ノージャケット等を励行する。 ・暖房期間中は重ね着やひざ掛けの使用等を励行する。
⑧ 暖房の使用終了前の電源オフ	○暖房は，使用終了前の電源オフを徹底する。 ・ファンヒーター暖房は，使用終了15分前の電源オフを徹底する。
⑨ エレベーターの最小限利用	○エレベーターの最小限利用を徹底する。 ・3階以内の上り下りの場合，階段を利用する。

## 2 資源利用の効率化の推進

### (1) 用紙類の使用量の抑制

活 動	具体的な活動内容
①印刷, コピー時の両面使用	○印刷やコピーをする時は, 両面印刷や両面コピーを徹底する。
②片面使用済コピー用紙の裏面利用	○片面使用済のコピー用紙は, 裏面使用を徹底する。 ・職場毎に片面使用済ボックスを設置する。 ・庁内文書には可能な範囲で裏面を利用する。
③印刷物, 会議資料等の最小限の印刷及びミスコピーの防止	○印刷物, 会議資料等は, 最小限印刷及びミスコピー防止を徹底する。 ・コピー機の使用後は, 設定をリセットする。
④資料の誤りの手書き修正の徹底	○印刷後の資料の誤りは, 手書き修正に止めて再印刷はしない。
⑤事務連絡などの配付資料の係回覧等	○事務連絡などの配付資料は, 係回覧を徹底する。 ・事務連絡などの配付資料は, 個人配付から係回覧に転換するとともに, 文書や資料は可能な限り共有化する。
⑥庁内LANや電子メール利用	○庁内LANの利用を徹底する。 ・会議開催通知等は, 電子メールを利用する。 ・全庁的なお知らせ等は, 全庁掲示板を利用する。 ・文書等の保存は, 電子キャビネットを利用する。

### (2) 水道使用量の抑制

活 動	具体的な活動内容
①節水の励行	○節水を励行するとともに, 洗剤の適量使用及び水道の水量設定を徹底する。 ・洗面や食器洗いをするときは, 水の流しっぱなしを止める。 ・食器を洗うときは, 洗剤の適量使用を徹底する。 ・洗面や食器洗いをするときは, 必要最小限の水量で行う。
②洗剤の適量使用	
③水道の水量設定	

### 3 廃棄物発生抑制・リサイクル等の推進（庁内）

#### （1）廃棄物排出量の抑制

活 動	具体的な活動内容
①ごみの分別の徹底	○「ごみの分け方・出し方」に従い分別を徹底する。
②職員個人用のごみ箱の削減	○職員個人用のごみ箱は，3人に1個程度までの削減を徹底する。
③使い捨て製品の使用抑制	○使い捨て製品の使用の抑制や製品の長期使用を徹底する。 ・使い捨て製品は原則として購入せず，簡易包装や詰め替え可能な製品を優先して購入する。 ・OA機器や電化製品は，部品の交換や修理に出すなど，長く使用する。
④買い物の際のレジ袋利用の抑制	○職場にマイバッグ等を常備し，利用推進を図ることにより，買い物の際のレジ袋利用の抑制を徹底する。
⑤割り箸の使用抑制	○職場にマイ箸を常備し，利用推進を図ることにより，割り箸の使用抑制を徹底する。
⑥紙コップの使用抑制	○庁舎内自動販売機をマイカップ対応型とし，職場にマイカップを常備し，利用推進を図ることにより，紙コップの使用抑制を徹底する。

#### （2）リサイクル等の徹底

活 動	具体的な活動内容
①びん，缶，ペットボトル等のリサイクル	○ビン，缶，ペットボトル等のリサイクルや使用済ファイル・使用済封筒等の再利用を徹底する。 ・びん・ペットボトルのふたを必ずはずし，材質により分別する。 ・職場にリサイクルのための専用の箱等，保管場所を設ける。
②使用済ファイル等の再利用	
③使用済封筒の再利用	

#### 4 公用車の使用における環境負荷の低減

活 動	具体的な活動内容
①駐・停車中のアイドリングストップの励行	<p>○率先実行推進員等が運転従事者及び同乗者に積極的に呼びかけ、エコドライブを徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐・停車中のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>・急発進や急加速をしない。</li> <li>・エンジンの空ぶかしをしない。</li> <li>・不必要な荷物を積まない。</li> <li>・車内冷暖房温度を適正に設定する。</li> </ul>
②急発進や急加速の禁止	
③空ぶかしの禁止	
④不要な荷物の積載の禁止	
⑤車内冷暖房温度の適正な設定	
⑥低公害型車両の積極的な利用	<p>○低公害型車両の積極的な利用を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車を使用する際には、「車両管理システム」の「予約状況一覧」を確認し、低公害型車両を積極的に利用する。</li> </ul>
⑦公用車の最小限利用	<p>○近距離（おおむね2 km以内）の外出の際には、原則として徒歩若しくは自転車、又は可能な限り公共交通機関を利用する。</p>

#### 5 環境負荷の少ない製品・物品の調達への推進

活 動	具体的な活動内容
①コピー用紙，フォーム用紙，ポスター等への再生紙の優先的利用	<p>○「宇都宮市グリーン調達推進方針」に基づく環境物品の優先的購入を徹底する。</p>
②エコマーク商品などの環境物品の優先的購入	
③印刷物への古紙配合率の記載	<p>○パンフレット，ポスターなどの印刷物には，再生紙使用や古紙配合率の記載を徹底する。</p>

#### 6 職員の環境保全意識の向上

活 動	具体的な活動内容
①環境保全に関する研修会等への出席	<p>○環境保全に関する研修会等へ積極的に参加するとともに，研修会等の情報提供を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は，積極的に研修会に参加するとともに，各職場において研修会等の情報を提供する。</li> <li>・環境保全に関する研修会等を年2回以上開催するとともに，環境保全に関する情報を庁内LAN等で提供する。</li> </ul>
②環境保全に関する研修会等の情報の提供	

## 第2節 庁舎等の設備や公用車の調達における環境配慮

### 1 庁舎等における省エネルギー・新エネルギー設備等の導入の推進

#### (1) 省エネルギー設備等の導入

事業内容	スケジュール	担当課
①E S C O事業の計画的な導入の推進		
○本庁舎におけるE S C O事業の導入 ・空調関係設備や照明器具類等の改修を実施する。	H19年度 改修工事 H20年度 サービス開始	管財課
○市の施設における省エネルギー診断の実施 ・E S C O事業導入可能性及び省エネルギー改修を検討するための調査を実施する。	H19年度 実施	環境政策課
②川田水再生センターにおけるエネルギー使用の合理化 ・高効率型設備等への改修を実施する。	H19～23年度 実施	下水道施設管理課

#### (2) 新エネルギー設備等の導入

事業内容	スケジュール	担当課
①太陽光発電システム等の計画的な導入の推進		
○松田新田浄水場における太陽光発電システムの導入	H19年度 導入	水道建設課
○白沢浄水場における太陽光発電システムの導入	H21年度 導入	水道建設課
○エコプラセンター下荒針における太陽光発電システムの導入	H21年度 導入	廃棄物施設課
○(仮称)第3図書館における太陽光発電システムの導入	H21～22年度 導入	生涯学習課
②廃食用油の資源化事業の導入 ・軽油の代替燃料としてバイオディーゼル燃料(BDF)の利活用を推進する。	H19年度 導入	ごみ減量課
③今市送水管における小水力発電システムの導入 ・今市送水管第3減圧所及び第1減圧所に小水力発電システムを設置する。	H20, 22年度 導入	水道建設課

### 2 公用車における低公害車等の導入の推進

事業内容	スケジュール	担当課
①公用車における低公害車等の導入 ・「宇都宮市グリーン調達推進方針」に基づき、低公害車等を調達する。	H19年度～ 実施	管財課 警防課 企業総務課

### 第3節 市の事業における環境配慮

「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、適正に推進するものとする。

#### 1 廃棄物発生抑制・リサイクル等の推進

##### (1) ごみ発生の抑制推進

事業内容	スケジュール	担当課
①「もったいない資源ごみ」の減量推進 ・分別講習会の実施による焼却ごみの減量化を図る。	H18年度～ 実施	ごみ減量課
②「もったいない生ごみ」の発生抑制 ・手付かずの厨芥の発生抑制による生ごみの減量化を図る。	H18年度～ 実施	
③事業系ごみの分別徹底の推進 ・大規模事業所への減量指導及び中小事業所への訪問指導により更なるごみの減量化を図る。	H19年度～ 実施	
④生ごみ減量モデルショップ認定制度の導入 ・生ごみの減量化・資源化への事業者の積極的な取組を認定し、PRすることにより、更なる減量化・資源化を図る。	H19年度～ 実施	

##### (2) 適正な資源循環利用の推進

事業内容	スケジュール	担当課
①「プラスチック製容器包装」の資源化 ・「プラスチック製容器包装」を資源物として分別することで、焼却ごみの減量化を図る。	H22年度～ 実施	ごみ減量課

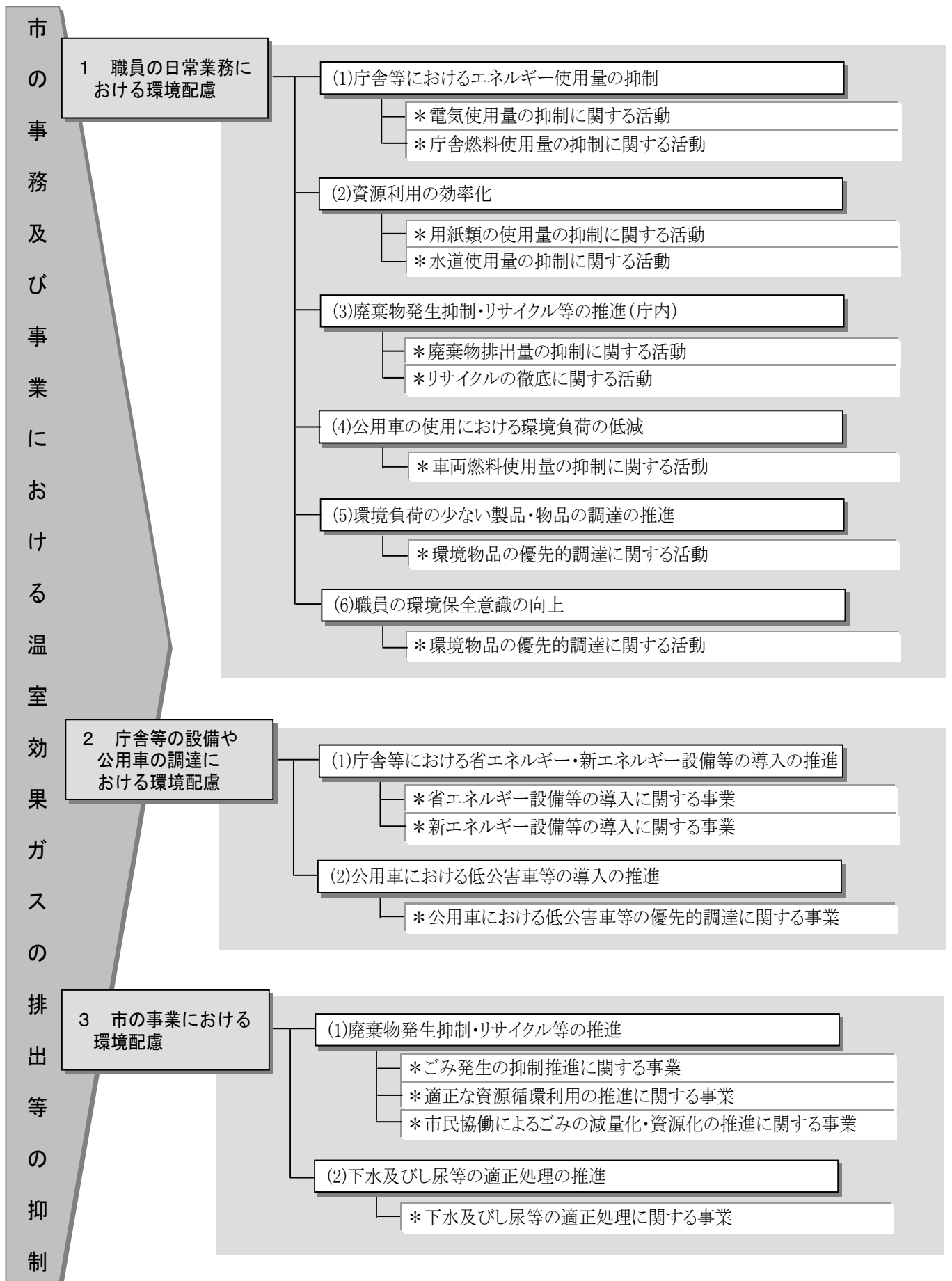
##### (3) 市民協働によるごみの減量化・資源化の推進

事業内容	スケジュール	担当課
①市民・事業者主導によるごみの減量化・資源化 ・地域内循環によるリサイクルシステムの構築や生ごみ処理施設への搬入により、ごみの減量化・資源化を図る。	H19年度～ 実施	ごみ減量課

#### 2 下水及びし尿等の適正処理の推進

事業内容	スケジュール	担当課
①下水の適正処理の推進 ・公共下水道施設の適正な維持管理を推進する。	継続実施	下水道施設管理課
②し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進 ・既存施設の延命整備や長期的な整備を推進する。	継続実施	廃棄物施設課

(参 考) 施策の体系図



## 第5章 プランの推進

---

### 第1節 推進体制

プランを着実かつ効果的に推進するため、以下の体制を整備する。

#### ◇【宇都宮市地球温暖化対策推進委員会】

宇都宮市地球温暖化対策推進委員会（以下「推進委員会」という）は、本プランの推進母体として、プランに基づいた実施状況の点検、見直し、実施結果の公表を行う。

委員長：環境部次長

委員：全次長

#### 【幹事会】

推進委員会に幹事会を置き、プランの実施状況の点検、是正措置、推進委員会と実施部会との連絡調整等の事務を所掌し、推進委員会の円滑な運営を図る。

座長：環境政策課長

委員：各部筆頭課長

#### 【実施部会】

推進委員会に実施部会を置き、プランの実施状況の把握に関する事務を所掌するとともに、プランの職員への周知、取組の徹底を図る。

部会長：環境政策課長補佐

部会員：各部筆頭課庶務係長

#### ◇【事務局】

推進委員会の運営に関する連絡調整等の庶務を行うため、環境政策課・管財課の担当職員により事務局を設置する。

#### ◇【率先実行推進員】

率先実行推進員（各職場の庶務担当係長等）は、所属職員に取組の徹底を促すとともに、各職場における実施状況を把握し、推進委員会へ実施状況を報告する。

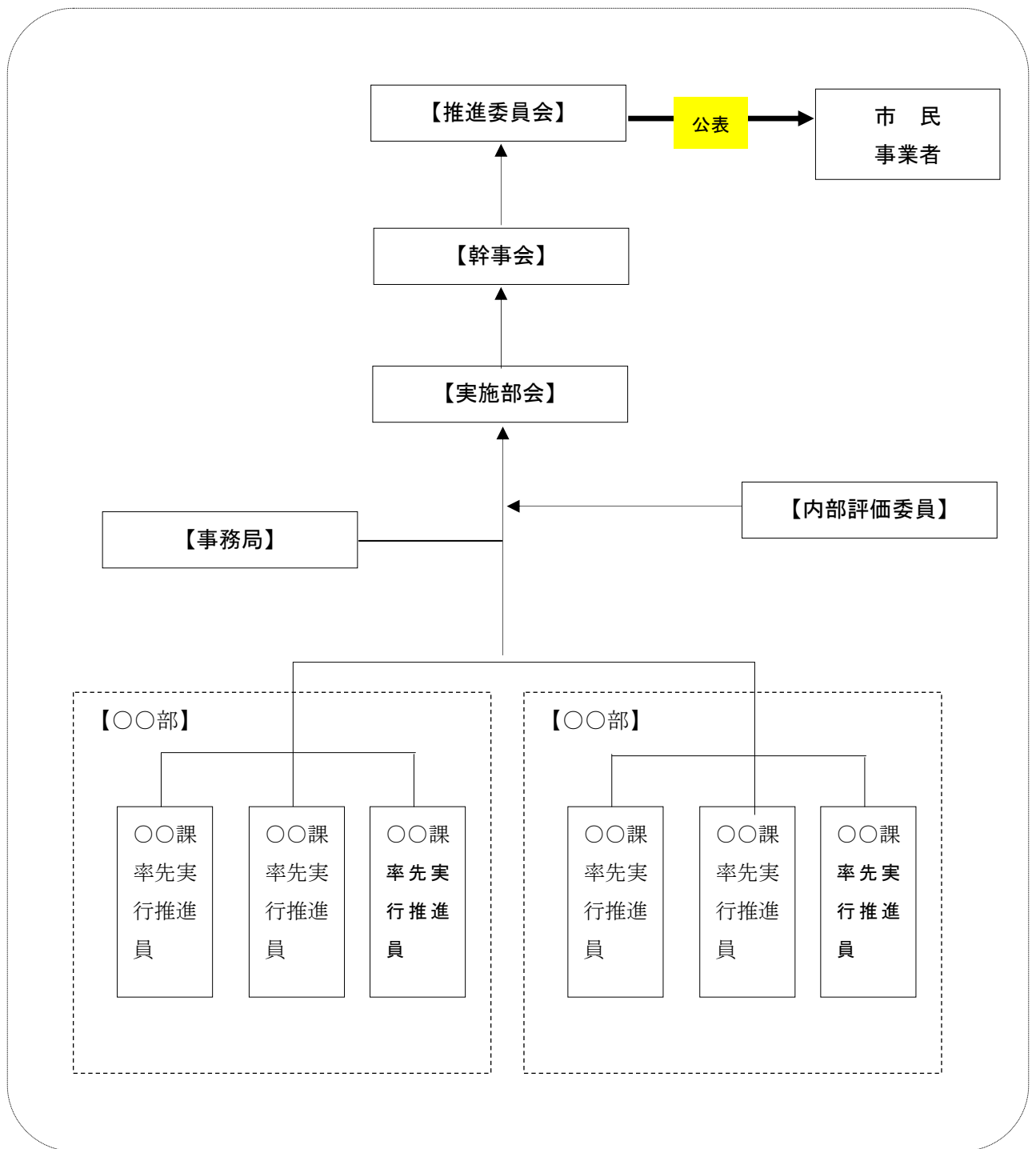


図-5 プランの推進体制

## 第2節 実施状況の把握及び改善指導

プランに掲げる目標の達成に向け、実施状況を把握・点検するとともに、実施状況に基づいた改善指導を行う。

### ◇【各課率先実行推進員】

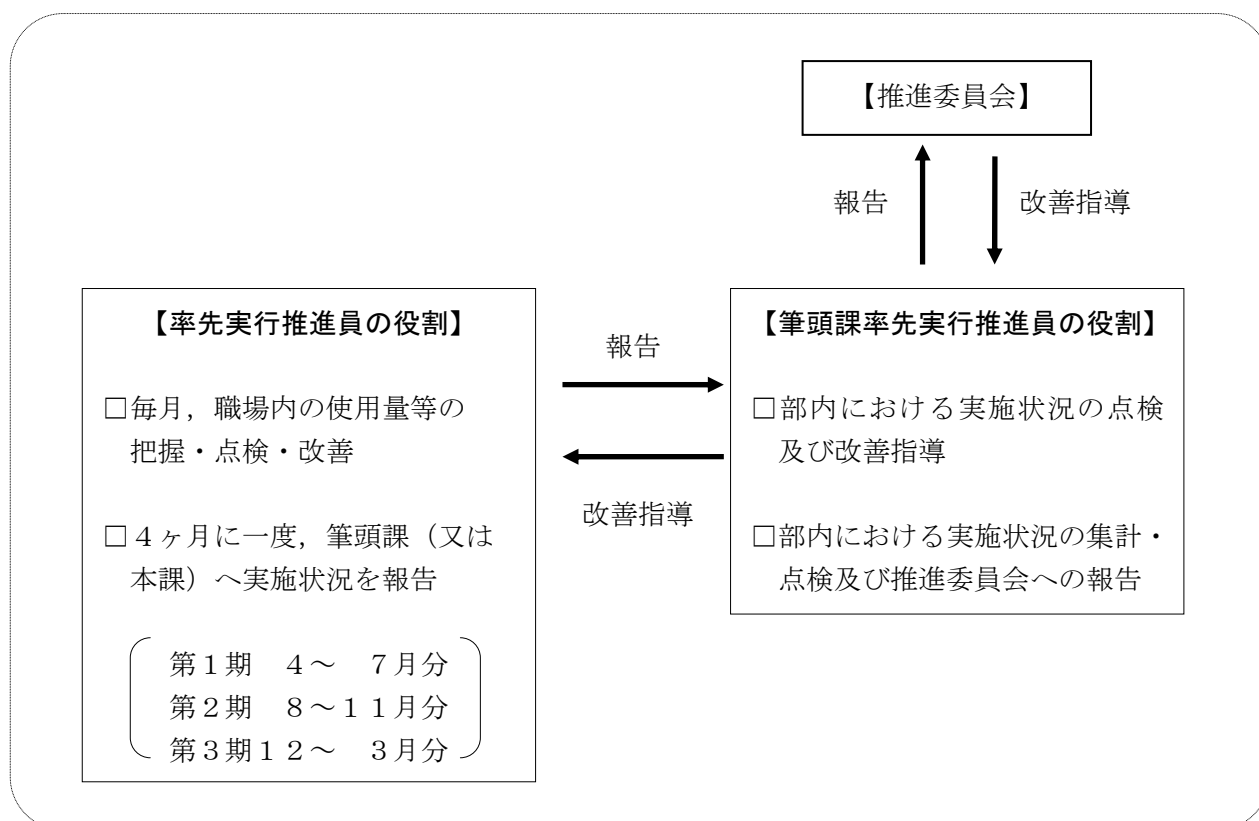
プランに掲げる取組の実施状況について、定期的に把握・点検し、取組の改善に努めるとともに、実施状況結果を各部筆頭課（又は本課）へ報告する。

### ◇【各部筆頭課率先実行推進員】

各課からの報告に基づき、部内各課に対し必要な改善指導を行うとともに、実施状況結果を取りまとめ推進委員会に報告する。

### ◇【推進委員会】

各部局からの報告に基づき、各部局に対して必要な改善指導を行うとともに、必要に応じて取組状況の実態調査を行い、実施状況に応じた改善指導を行う。



図－6 実施状況の把握及び改善指導の流れ

### 第3節 内部評価の実施

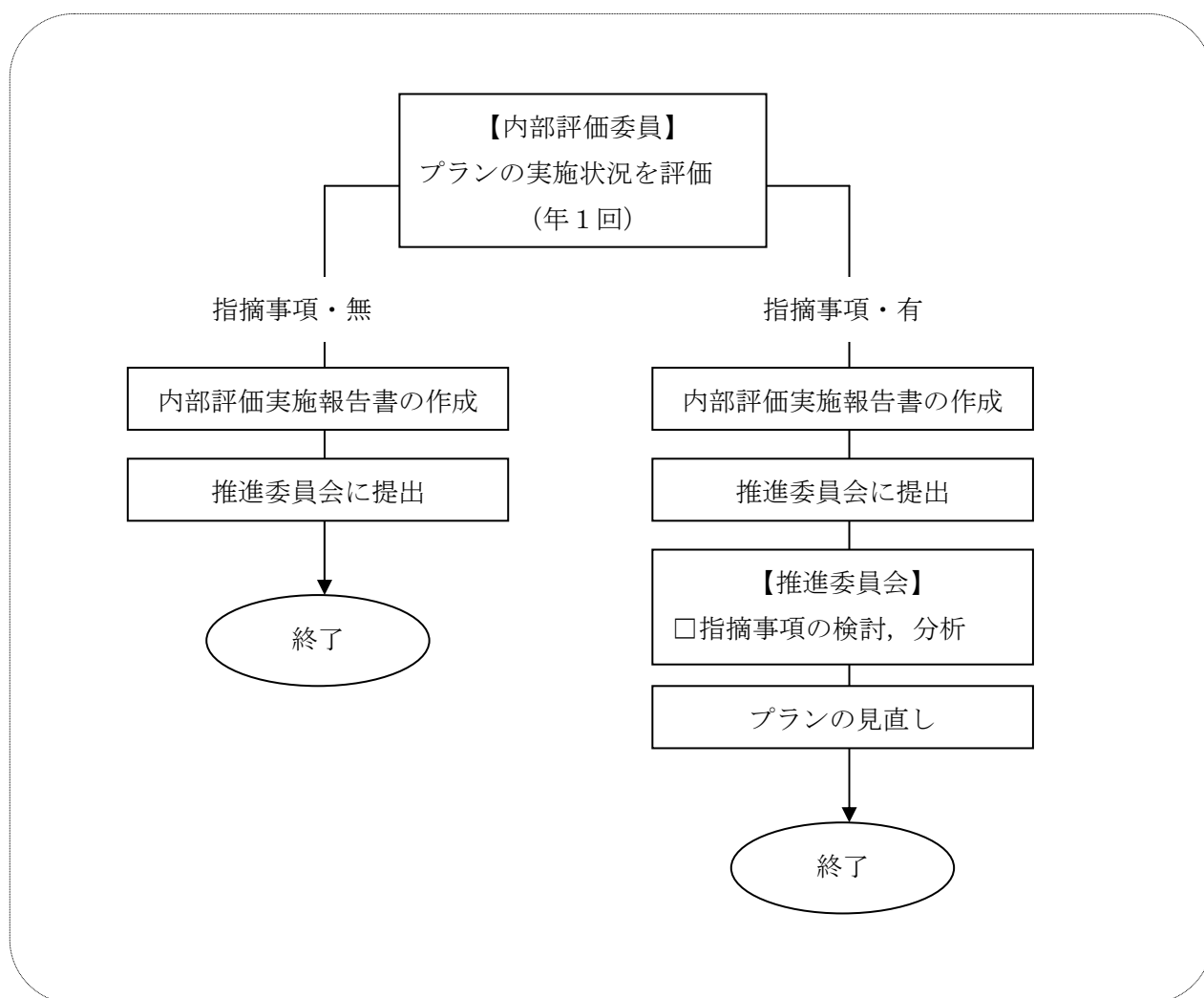
プランの実施状況を内部評価委員により評価し、必要に応じて推進委員会に改善指導を行う。

#### ◇【内部評価委員】

推進委員会は、独立して内部評価を行う委員を任命し、環境マネジメントシステムの監査の手法等を取り入れた内部評価を実施する。

内部評価委員は、評価が終了したときは、評価結果を報告書により推進委員会に提出する

内部評価委員：管財課総務担当主幹



図ー7 内部評価の手順

### 第4節 プランの公表

温室効果ガス排出量の状況等について、市ホームページ等において毎年公表する。

## 資料編

### 1 平成13～17年度の庁内環境配慮行動計画の実績（基準年度は平成11年度）

#### （1）庁舎等におけるエネルギー使用量の削減

項目	実績					目標
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H17年度
電気使用量の抑制	1.4%	△0.7%	△2.2%	0.1%	△2.0%	△2.0%
庁舎燃料使用量の抑制 ・プロパンガス使用量 ・都市ガス使用量 ・灯油使用量 ・A重油使用量	△2.1%	△9.8%	△16.1%	△15.3%	△16.3%	△0.7%

#### （2）資源利用の効率化

項目	実績					目標
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H17年度
用紙類の使用量の抑制	△9.7%	△13.8%	△11.0%	△20.9%	△19.5%	△2.0%
節水の励行	△0.0%	△1.9%	△3.6%	△4.8%	△10.5%	増加させない

#### （3）廃棄物の発生抑制・リサイクル

項目	実績					目標
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H17年度
廃棄物の排出量の抑制	△32%	△26%	△29%	△23%	△25%	増加させない
廃棄物のリサイクルの徹底	36%	40%	41%	43%	47%	29%以上

#### （4）公用車における環境負荷の低減

項目	実績					目標
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H17年度
車両燃料使用量の抑制 ・ガソリン使用量 ・軽油使用量	△5.3%	△7.3%	△11.0%	△14.0%	△37.5%	△13%
低公害型車両の導入推進	5.1%	6.5%	7.7%	9.0%	10.1%	10%以上

(5) 環境負荷の少ない製品、物品、原材料の選択

項目	実績					目標
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H17年度
環境配慮型製品の優先的購入	80%	82%	82%	83%	87%	60%以上

(6) 職員の環境保全意識の向上

項目	実績					目標
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H17年度
環境保全に関する研修会等の実施	2回	2回	2回	2回	2回	2回以上

(7) 温室効果ガス排出量の削減実績況（二酸化炭素換算による実績）

ア 数値目標を設定したもの

電気使用量、庁舎燃料使用量、車両燃料使用量に関する排出量（新築・改築等は除く。）

項目	実績					目標
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H17年度
二酸化炭素排出量	△0.3%	△5.3%	△8.6%	△7.9%	△10.9%	△1.4%

イ 総排出量

清掃工場や下水処理場の処理過程などでの排出も含めた市全体での排出量（新築・改築等は除く。）

項目	実績					目標
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H17年度
二酸化炭素排出量	△13.7%	△12.8%	△13.7%	△13.3%	△15.6%	—

## 2 設置要領

### 宇都宮市地球温暖化対策推進委員会設置要領

(設置)

第1条 市は、「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」(以下「地域推進計画」という。),「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化”プラン」(以下「プラン」という。 )及び「宇都宮市グリーン調達推進方針」(以下「方針」という。 )に基づき、地球温暖化対策等に関する継続的かつ着実な取組を推進するため、宇都宮市地球温暖化対策推進委員会(以下「推進委員会」という。 )を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- ① 地域推進計画、プラン及び方針の実施、点検及び評価に関すること。
- ② 地域推進計画、プラン及び方針の見直しに関すること。
- ③ 地域推進計画、プラン及び方針の実施状況の公表に関すること。
- ④ その他地域推進計画、プラン及び方針の推進に関する必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には環境部次長をもって充て、委員には別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 推進委員会は必要に応じ委員長が招集する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(内部評価委員)

第5条 プラン及び方針が適切に実行され、継続されているかを評価するため、推進委員会に内部評価委員を置く。

- 2 内部評価委員は管財課総務担当主幹をもって充てる。
- 3 内部評価の内容等については、別に定める。

(地域推進計画推進部会)

第6条 次に掲げる事務を分掌させるため、推進委員会に地域推進計画推進部会を置く。

- ① 推進計画の実施、点検及び是正措置に関すること。
- ② 推進委員会と地域推進計画推進部会の連絡調整に関すること
- ③ その他地域推進計画の策定に関する必要な事項

- 2 地域推進計画推進部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、環境政策課長をもって充てる。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 地域推進計画推進部会は、部会長が招集し、会議を主宰する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 次に掲げる事務を所掌させるため、推進委員会に幹事会を置く。

- ① プラン及び方針の実施、点検及び是正措置に関すること。
  - ② 推進委員会と実施部会の連絡調整に関すること。
- 2 幹事会は、幹事長及び委員をもって組織する。
  - 3 幹事長には環境政策課長をもって充て、委員には別表第3に掲げる者をもって充てる。
  - 4 幹事長は会務を総理する。

- 5 幹事会は必要に応じ幹事長が招集する。
- 6 特に必要があると認めるときは幹事会に臨時の委員を置くことができる。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(実施部会)

第8条 推進委員会に次の各号に掲げる事務を所掌させるため、実施部会を置く。

- ① プラン及び方針に基づく具体的取組の実践及び実施状況の把握に関すること。
  - ② 率先実行推進員の設置及び指導等に関すること。
- 2 実施部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
  - 3 部会長には環境政策課長補佐、副部会長には環境政策課エコ活動グループ係長をもって充て、部会員には別表第4に掲げる者をもって充てる。
  - 4 部会長は、会務を総理する。
  - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。
  - 6 前条第6項の規定は、実施部会においても準用する。
  - 7 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(率先実行推進員)

第9条 プラン及び方針の実効ある推進を図るため、各職場に率先実行推進員を置き、次の各号に掲げる事務を所掌させる。

- ① 各職場職員へのプラン及び方針の周知及び取組の徹底に関すること。
  - ② 各職場における実施状況の把握及び検討に関すること。
- 2 率先実行推進員は、市長事務局、議会事務局、消防本部、上下水道局、教育委員会事務局、教育機関、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局並びに農業委員会事務局の各課（課に相当するものを含む。以下同じ。）及び各課の出先機関に、各1名を置く。
  - 3 率先実行推進員には、原則として各課においては、庶務担当係長、出先機関においては、出先機関の長又は出先機関の長が指名する者をもって充て、各課の課長及び出先機関の長は、その者の職氏名を委員長に報告する。
  - 4 率先実行推進員は、各職場における実施状況を定期的に把握し、各種使用量調査報告書（別記様式2）を実施部会に提出するものとする。

(庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、環境部環境政策課及び理財部管財課において処理する。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

事務部局	委員に充てるべき者の職名
市長事務部局	各部次長
消防本部	消防本部次長
上下水道局	上下水道局経営担当次長
教育委員会事務局	教育次長

別表第2（第6条関係）

事務部局	部会員に充てるべき者の職名
市長事務部局	財政課長，政策審議室長， 交通政策課長， みんなでまちづくり課長， ごみ減量課長，産業政策課長， 農村整備課長，都市計画課長， 緑のまちづくり課長
教育委員会事務局	教育企画課長

別表第3（第7条関係）

事務部局	委員に充てるべき者の職名
市長事務部局	各部筆頭課長
消防本部	消防本部総務課長
上下水道局	企業総務課長
教育委員会事務局	教育企画課長

別表第4（第8条関係）

事務部局	部会員に充てるべき者の職名
市長事務部局	各部筆頭課庶務担当係長
消防本部	消防本部総務課庶務担当係長
上下水道局	企業総務課庶務担当係長
教育委員会事務局	教育企画課庶務担当係長

### 3 関連法

#### ■地球温暖化対策の推進に係る法律（平成十年法律第十七号）

（地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等）

**第二十一条** 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置に関する計画（以下この条において「実行計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）を公表しなければならない。

#### ■国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年五月三十一日法律第百号）

（地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進）

**第十条** 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県及び市町村の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度の調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

宇都宮市役所 “ストップ・ザ・温暖化” プラン

発行 宇都宮市環境部環境政策課

〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028(632)2409

FAX 028(632)3316

この冊子には、古紙を使用しています。